



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 49(2), 259-261
Issue Date	1998-07-24
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15780
Type	bulletin (other)
File Information	49(2)_p259-261.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学会記事

○一九九八年二月二十七日(金)午後一時三〇分より

「障害を持つ子の死亡による損害をめぐる平等と公正について」
 ー東京高裁一九九四・一一・二九判決を手がかりにしてー

報告者 中川 明
 出席者 二八名

一、本報告では報告者が弁護士としてかかわった事件を手がかりにして、障害を持つ子の死亡による損害をめぐる平等と公正について、若干の考察と今後の課題の提示を試みた。

事件の概要は次のとおり。一九八七年四月一五日、神奈川県立伊勢原養護学校高等部の二年に在学中の一六歳の男子生徒Aが、体育授業としての水泳訓練において、担任教師のマンツーマン方式による指導を受けている最中に、多量の水を吸引して

溺死した。被害者のAはいわゆる自閉症児であり、Aの両親にとっては一粒種の子であった。Aの両親は、(一)事故原因の究明と担任教師の個人責任の追及(二)障害を持つAの死亡による損害を求め、担任教師と学校設置者である神奈川県を被告として、横浜地裁に提訴した。

一審判決(一九九二年三月五日)は、Aの逸失利益について、Aが養護学校を卒業後は地域作業所に進む蓋然性が高いとしたうえで、その作業所入所者の平均工賃・年間七万二八八六円を基礎にして算定し、六七歳までの逸失利益は合計一二〇万一一六一円になるとした。その判断と法的正当化の過程は、現在の確立された損害賠償の算定方法に忠実に従ったものである。しかし、その子が障害を持っているからと言って、死による逸失利益を合計一二〇万余円とするのは通常の市民感覚から疑問が多く、障害を持つ子の親からは到底承服しがたい。Aの両親は死の真相が十分に解明されなかった点も含めて控訴し、報告者も代理人に加わった。

東京高裁判決(一九九四年一月二十九日)は、「死亡した未就労の年少者の逸失利益の算定にあたっては、潜在する将来の発展可能性のある要因も、それが現時点で相当な程度に蓋然性があるとみられる限り、損害額を算定するにあたって斟酌して

も差し支えない」とし、Aの潜在的な発展可能性を、①Aは教育・学習・療育により能力を伸ばせた児童である②Aの卒業後は調理師になりたいとの希望は、Aの能力の伸びから実現できる可能性がある③受け入れ先に理解・配慮があれば、Aは一般企業に就職して稼働できる能力や体力を備えており稼働できる蓋然性が高い、と推察する。そのうえで、高裁判決は、Aの逸失利益の具体的な算定基礎として、①県最低賃金②県立養護学校高等部を卒業した自閉症男子生徒平均初任給③賃金センサス・全労働者全年齢平均賃金乃至男子労働者平均賃金（但し、四〇～五〇％減をする）の三つを示して、いずれの算定方式からも、「Aの逸失利益の額を一八〇〇万円と認めても不合理ではない」と結論づけて、一審判決の一五倍の金額を認めた。これは逸失利益が緻密な算定式に従った計算結果ではなく、三つの算定結果の比較衡量によって妥当な額を評価して定めた、調整的な評価にすぎないことを示す。

二、一審判決の二二〇万円は障害を持たない子どもの逸失利益の四〇分の一にすぎず、アメリカ憲法訴訟における「不快な差別 (invidious discrimination)」にあたる。伊藤正己裁判官に従人身損害賠償における規範的要素を重視する視点に立つ限り、本件においても何を算定基礎とするのが最も適切かという観点

だけでなく、障害の問題を規範的レベルにおいてとらえかえし、憲法一四条の「法の下平等」の問題として考えるべきである。障害の問題は、ロールズの正義論やドゥオーキンの「平等な配慮と尊重を求める権利」に関する議論でも考慮されている。長谷川晃教授は「リベラルな平等についての覚え書き」において、「個人の不運な障害を格別考慮せずに取り扱いを等しくすることは平等の観点からは決して十分ではないし、またそのオルターナティブはすべての人のいかなる財をも等しくすることだけではない」と指摘し、「リベラルな平等の観念は、機会の平等や結果の平等の間に適正な平等の観念が存在することを示そうとする」と述べており、本件への示唆を与えている。

しかし、高裁判決は一審判決を平等の観点からではなく、むしろ公正の観点に立って手直しをしたようだ。一八〇〇万円という認容額が公正の観点からなお妥当な額といえるか疑問はあるが、高裁の裁判官に一審判決の余りの低さはバランスを失し、公正を害するとの思いがあったと推察される。人間社会に不可避的に生ずる様々な不均衡・アンバランスを是正し、均衡・バランスを回復しようとする裁判所の営みは、平等に向かう理念とは別の規範的理念である。長谷川教授は「権利・価値・共同体」の中で「人間が様々な価値観に基づいて自由に行為しよう

とする存在である一方で、そこから生ずる自然的不均衡とコンフリクトに常に直面している存在でもあるとすれば、この事態に対抗してそれを解決し一定の均衡状態の実現をめざす規範的理念とは、公正 (fairness) の理念ではないだろうか」と述べている。高裁判決に感じた公正の観点が、同教授が説く「公正の理念」と同じだとすれば、同教授の『リベラルな平等についての覚え書き』における「公正の理念は、対立する要求を第三者的観点から調整するという意味で裁定的なものであり、さらにかくなる資源についても包括的に適用され、それらの均衡を求めるといふ性格の理念である」との記述は、裁判にかかわった当事者の実感を言い表している。

しかし、公正の理念からは是正された結果が一八〇〇万円だとすれば、その額自体の妥当性を測る別の理念・基準が必要になつてくる。それは、裁判所が審理と判決において考慮しなかつた平等の理念である。公正の理念の中で再び呼びだされた平等の理念が、障害を持つ子の死亡による逸失利益を算定する場合の具体的基準を提示するのではないか。ロールズやドウオーキンらの説く「資源基底的平等 (resource-based equality)」という考え方を深め、具体化してゆくことが今後の課題となる。